

平成29年5月23日
29総（通達）第1号

独立行政法人等非識別加工情報の提案に係る審査基準等について

（目的）

第1条 この通達は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び個人情報保護規程（17（規程）第57号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提案に係る審査基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この通達において使用する用語は、法、令、規則及び規程において使用する用語の例による。

（提案の審査基準）

第3条 規程第19条の2第3項に定める基準は、次のとおりとする。

- イ 提案をした者が法第44条の6各号に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ロ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ハ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たっての加工の方法が総務部長が別に定める基準に適合するものであること。
- ニ 法第44条の5第1項の提案（以下「提案」という。）に係る独立行政法人等非識別加工情報が用に供される事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ホ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供する期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて、かつ、独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超

えないものであること。

- へ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - ト 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に機構の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 保護管理責任者は、規程第 19 条の 2 第 2 項の規定により総括保護管理者が行う審査の結果、提案が前項各号に掲げる基準に適合する、又は適合しないと認められるときは、総務部長が別に定めるところに従い、通知等の手続を行う。

(審査の体制)

- 第 4 条 規程第 19 条の 2 第 2 項による審査の実施に当たっては、総務部及び関係する部署が協力する。
- 2 前項にかかわらず、保護管理責任者が必要と認めるときは、審査は機構の役職員以外の協力を得て、又は会議体における審議により行うことができる。

附 則

この通達は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。